

添付図書一覧
(許可基準 規則第10条の3第4項 第3号一①)

部 数: 正副各1部(正は全て原本、副は写しでも可(公図、全部事項証明書、同意書及び印鑑(登録)証明書等))

手数料: 33,000円(北九州市手数料条例別表第76号)

図 面: サイズ指定なし(縮小図面とする場合は、縮小後の縮尺を併記)

No	名 称	様式	備 考
1	許可申請書(第一面から第三面)	指定	・建築審査課ホームページからダウンロード可
2	理由書(申請者の記名)		・申請地に建築等を必要とする理由(例外的な手続きのため)
3	委任状又はその写し		・申請者以外の者が申請を行う場合に必要
4	議事録 ^{※1}		・公共部分使用について敷地権利者と支障のない旨の協議
5	付近見取図		・申請地に色付け等
6	現況写真		・接続先道路(建築基準法上の道路)～申請通路～申請地 (配置図等に撮影方向を記載)
7	配置図(駐車スペース・塀等の外構計画を含む)		・接続先道路の内容(道路種別・市道○○号線・幅員等)を記載 ・申請通路は接続先道路～申請地までの範囲を記載 (沿線の敷地・建物形状を含む(部分記載可)) ・敷地との境界線は、「通路境界線」を記載 ・申請通路に「43条第2項第2号 許可申請通路」等と記載
8	求積表(敷地・建物) (配置図・平面図等への記載でも可)		
9	各階平面図		
10	2面以上の立面図		
11	2面以上の断面図		
12	構造詳細図(矩計図程度)		・基礎部分の詳細を記載
13	公図(原本) ^{※2}	指定	
14	公図(写し)		・申請通路を記載(設計者の署名又は記名押印)
15	全部事項証明書 ^{※2, 4}	指定	・土地 → 申請通路
16	同意書 ^{※4}	指定	・権利者(抵当権等の乙区分を含む)の記名押印
17	印鑑(登録)証明書 ^{※2, 3}	指定	

※1 申請通路部分の利用については、所管する関係部局と協議が必要。(担当者名を記載)

※2 公図、全部事項証明書及び印鑑(登録)証明書等は発行後3ヶ月以内のもの

※3 印鑑(登録)証明書の住所が全部事項証明書と一致しない場合については、住民票・除票等(法人の場合は履歴事項全部証明書等)で経過を確認できる資料を添付

※4 相続登記がなされていない場合については、相続関係図及び戸籍謄本等の確認ができる書類を添付のうえ、相続対象者全員(法定相続人)からの同意書を添付

添付図書一覧
(許可基準 規則第10条の3第4項 第3号-②)

部 数: 正副各1部 (正は全て原本、副は写しでも可(公図、全部事項証明書、同意書及び印鑑(登録)証明書等))

手数料: 33, 000円 (北九州市手数料条例別表第76号)

図 面: サイズ指定なし(縮小図面とする場合は、縮小後の縮尺を併記)

No	名 称	様式	備 考
1	許可申請書(第一面から第三面)	指定	・建築審査課ホームページからダウンロード可
2	理由書(申請者の記名)		・申請地に建築等を必要とする理由(例外的な手続きのため)
3	委任状又はその写し		・申請者以外の者が申請を行う場合に必要
4	議事録※ ¹		・公共部分使用について敷地権利者と支障のない旨の協議
5	付近見取図		・申請敷地範囲を明示(色付け等)
6	現況写真		・接続先道路(建築基準法上の道路)～申請通路～申請地 (配置図等に撮影方向を記載)
7	配置図(駐車スペース・塀等の外構計画を含む)		・接続先道路の内容(道路種別・市道○○号線・幅員等)を記載 ・申請通路は接続先道路～申請地までの範囲を記載 (沿線の敷地・建物形状を含む(部分記載で可)) ・敷地との境界線は、「通路境界線」を記載 ・申請通路に「43条第2項第2号 許可申請通路」等と記載
8	求積表(敷地・建物) (配置図・平面図等への記載でも可)		・セットバック部分は敷地面積より除く
9	各階平面図		
10	2面以上の立面図		
11	2面以上の断面図		
12	公図(原本)※ ²	指定	
13	公図(写し)		・申請通路を記載(設計者の署名又は記名押印)
14	全部事項証明書※ ^{2, 4, 5}	指定	・土地 → 申請通路・セットバック部分 ・建物 → セットバック部分(対象となる場合のみ)
15	同意書※ ^{4, 5}	指定	・権利者(抵当権等の乙区を含む)の記名押印
16	印鑑(登録)証明書※ ^{2, 3}	指定	

※1 申請通路部分の利用については、所管する関係部局と協議が必要。(担当者名を記載)

※2 公図、全部事項証明書及び印鑑(登録)証明書等は発行後3ヶ月以内のもの

※3 印鑑(登録)証明書の住所が全部事項証明書と一致しない場合については、住民票・除票等(法人の場合は履歴事項全部証明書等)で経過を確認できる資料を添付

※4 セットバック範囲の建物が登記されていない場合については、固定資産課税台帳記載事項証明書等により、その建物に関して権利を有する者の同意書を添付

※5 相続登記がなされていない場合については、相続関係図及び戸籍謄本等の確認ができる書類を添付のうえ、相続対象者全員(法定相続人)からの同意書を添付

添付図書一覧
(許可基準 規則第10条の3第4項 第3号-③)

部 数: 正副各1部(正は全て原本、副は写しでも可(公図、全部事項証明書))

手数料: 33,000円(北九州市手数料条例別表第76号)

図 面: サイズ指定なし(縮小図面とする場合は、縮小後の縮尺を併記)

No	名 称	様式	備 考
1	許可申請書(第一面から第三面)	指定	・建築審査課ホームページからダウンロード可
2	理由書(申請者の記名)		・申請地に建築等を必要とする理由(例外的な手続きのため) (添付有無は協議による)
3	委任状又はその写し		・申請者以外の者が申請を行う場合に必要
4	付近見取図		・申請地に色付け等
5	現況写真		・接続先道路(建築基準法上の道路)～申請通路～申請地 (配置図等に撮影方向を記載)
6	配置図(駐車スペース・塀等の外構計画を含む)		・接続先道路の内容(道路種別・市道〇〇号線・幅員等)を記載 ・申請通路は接続先道路～申請地までの範囲を記載 (沿線の敷地・建物形状を含む(部分記載でも可)) ・申請通路に「43条第2項第2号 許可申請通路」等と記載
7	求積表(敷地・建物) (配置図・平面図等への記載でも可)		
8	各階平面図		
9	2面以上の立面図		
10	2面以上の断面図		
11	構造詳細図(矩計図程度)		・基礎部分の詳細を記載
12	公図(原本) ^{※1}	指定	
13	公図(写し)		・申請通路を記載(設計者の署名又は記名押印)
14	全部事項証明書 ^{※1}	指定	・土地 → 申請通路

※1 公図及び全部事項証明書等は発行後3ヶ月以内のもの

添付図書一覧
(許可基準 規則第10条の3第4項 第3号一④)

部 数: 正副各1部(正は全て原本、副は写しでも可(公図、全部事項証明書、同意書及び印鑑(登録)証明書等))

手数料: 33,000円(北九州市手数料条例別表第76号)

図 面: サイズ指定なし(縮小図面とする場合は、縮小後の縮尺を併記)

No	名 称	様式	備 考
1	審議願	指定	
2	許可申請書(第一面から第三面)	指定	・建築審査課ホームページからダウンロード可
3	理由書(申請者の記名)		・申請地に建築等を必要とする理由(例外的な手続きのため)
4	委任状又はその写し		・申請者以外の者が申請を行う場合に必要
5	付近見取図		・申請地に色付け等
6	用途地域図(都市計画課で印刷可)		・申請地に色付け等
7	現況写真		・接続先道路(建築基準法上の道路)～申請通路～申請地(配置図等に撮影方向を記載)
8	現況図		・添付有無は協議による
9	配置図(駐車スペース・塀等の外構までを含む)		・接続先道路の内容(道路種別・市道〇〇号線・幅員等)を記載 ・申請通路は接続先道路～申請地までの範囲を記載(沿線の敷地・建物形状を含む(部分記載で可)) ・申請通路に「43条第2項第2号 許可申請通路」等と記載 ・敷地内に設ける防災空地及びセットバック部分には、門、塀、工作物等を築造しない旨を記載のうえ申請者の記名 ・各境界線からの延焼ラインを記載
10	求積表(敷地・建物) (配置図・平面図等への記載でも可)		・防災空地及びセットバック部分は敷地面積より除く
11	各階平面図		
12	立面図(4面)		
13	断面図(2面)		
14	構造詳細図(矩計図程度)		・基礎部分の詳細を記載
15	法規チェック図		
16	排水計画図		・公共下水道等に接続するまでの範囲を記載
17	認定書等(写し)		
18	公図(原本) ^{※1}	指定	
19	公図(写し)		・申請通路を記載(設計者の署名又は記名押印)
20	全部事項証明書 ^{※1, 3, 4}	指定	・土地 → 申請通路・セットバック部分 ・建物 → セットバック部分(対象となる場合のみ)
21	同意書 ^{※3, 4}	指定	・権利者(抵当権等の乙区を含む)の記名押印
22	印鑑(登録)証明書 ^{※1, 2}	指定	
23	A3版図面1セット(No. 5及び8～16)		・折り無し

※1 公図、全部事項証明書及び印鑑(登録)証明書等は発行後3ヶ月以内のもの

※2 印鑑(登録)証明書の住所が全部事項証明書と一致しない場合については、住民票・除票等(法人の場合は履歴事項全部証明書等)で経過を確認できる資料を添付

※3 セットバック範囲の建物が登記されていない場合については、固定資産課税台帳記載事項証明書等により、その建物に関して権利を有する者の同意書を添付

※4 相続登記がなされていない場合については、相続関係図及び戸籍謄本等の確認ができる書類を添付のうえ、相続対象者全員(法定相続人)からの同意書を添付